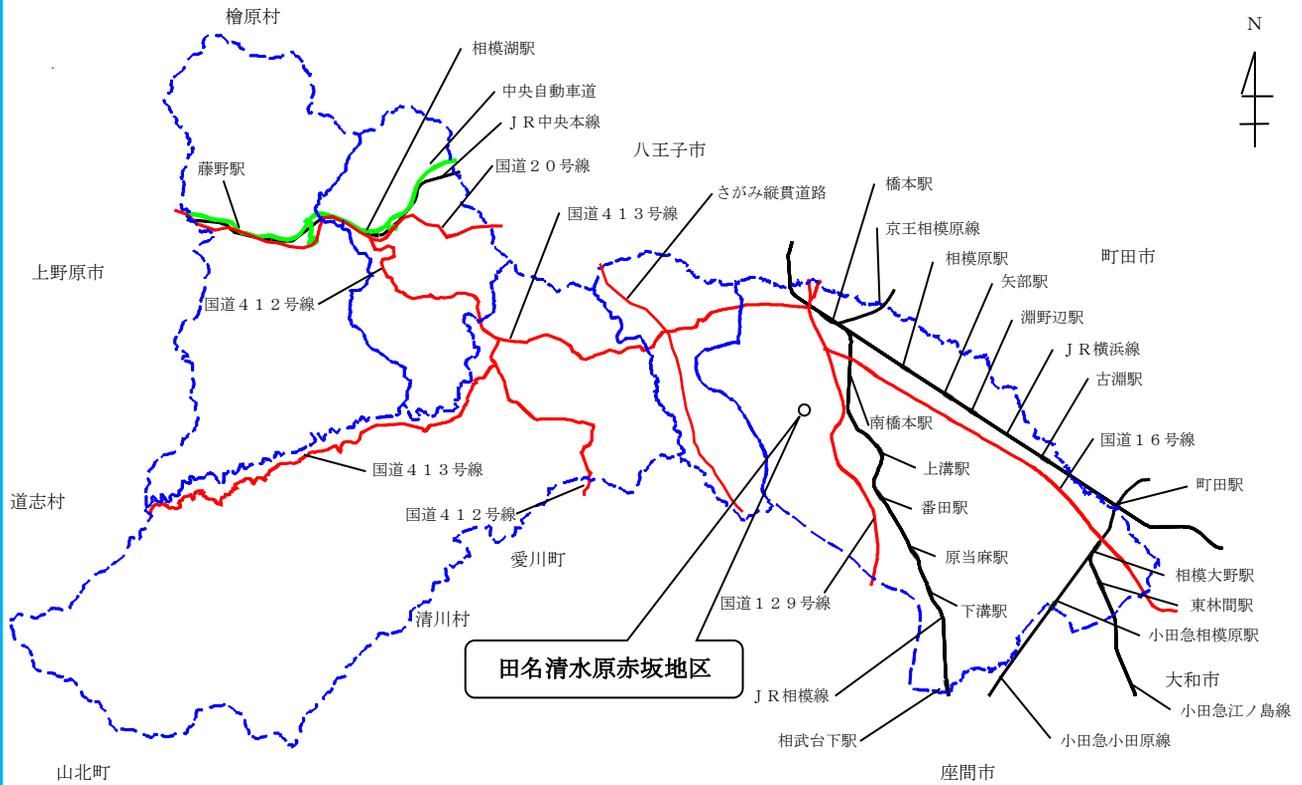


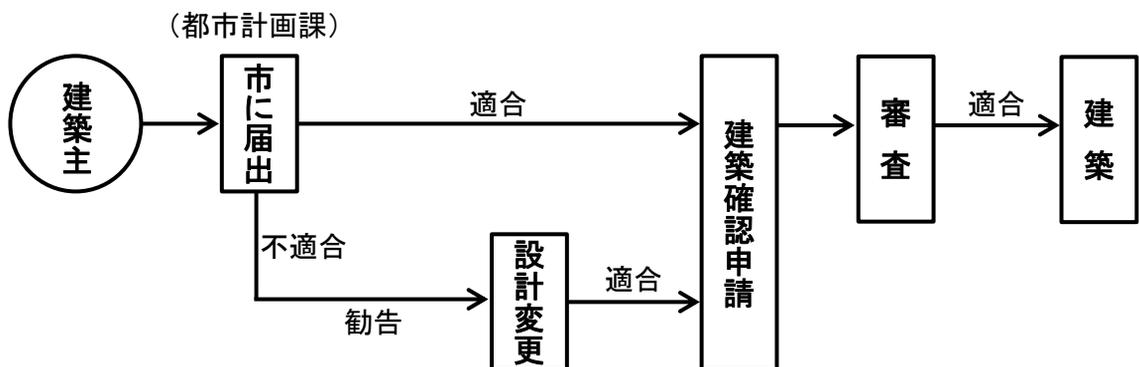
# 田名清水原赤坂地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行うおとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



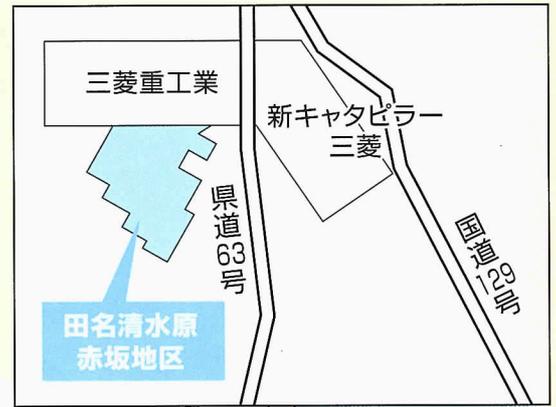
田名清水原赤坂地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課  
相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490  
Eメール [toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

発行：相模原市

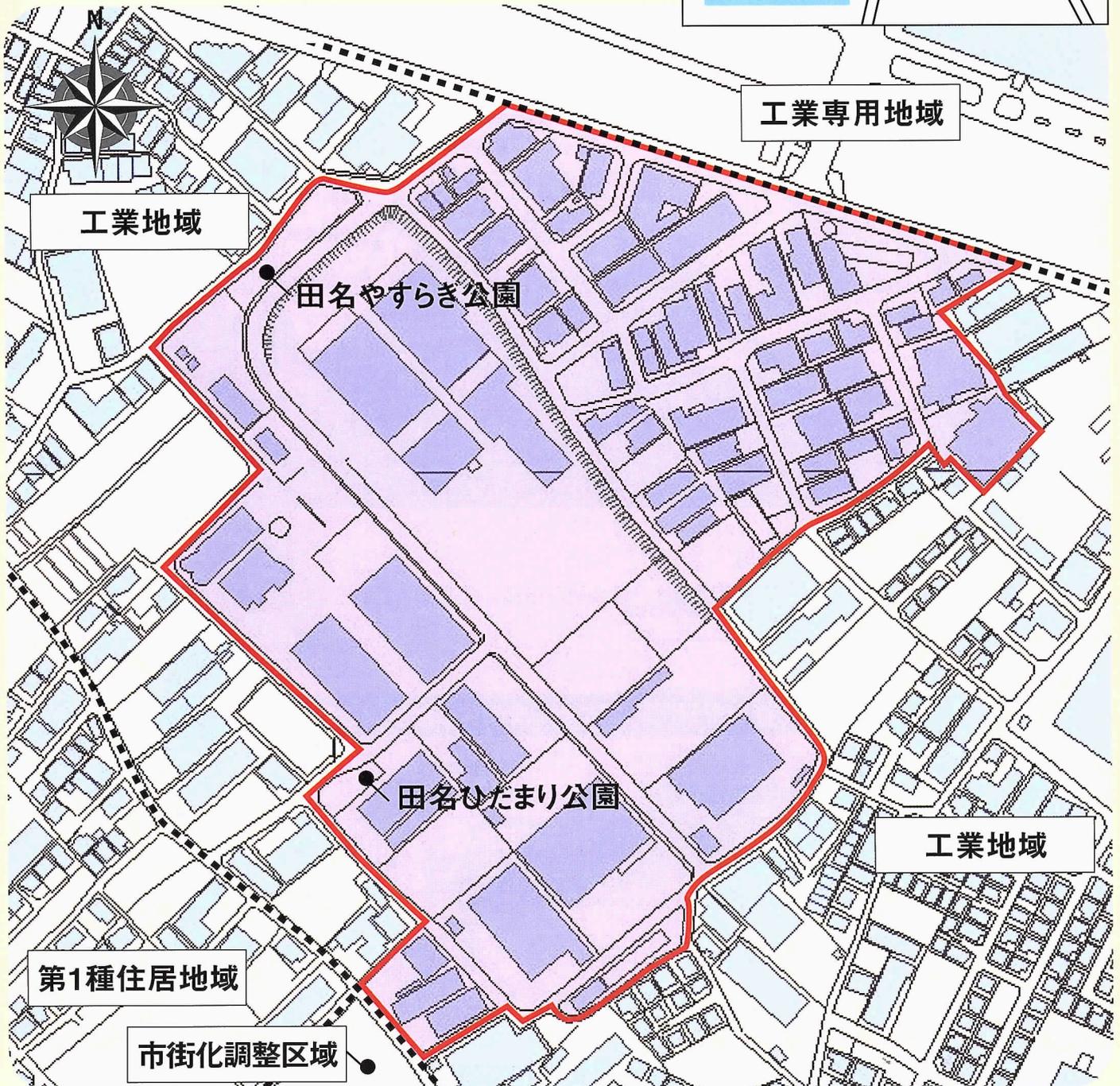
# 地区計画とまちづくり

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するために、具体的なまちづくりのルールを決めていくものです。

田名清水原赤坂地区では、製造業等を主体とする操業環境の維持、保全を目的に、地区計画が定められています。



## ▼ 田名清水原赤坂地区 地区計画 区域図



● 地区の概要

— 地区計画区域  
工業地域 (200/60 防火・準防火の指定無し)

● 壁面の位置

道路境界線及び隣地境界線から  
0.5m以上後退

※用途地域の詳細は、都市計画課で、ご確認ください。

# 田名清水原赤坂地区 地区計画概要

## 建築物等の用途の制限

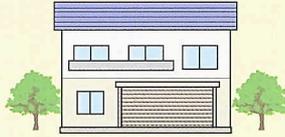
●次に掲げる建築物は、建築することができません。

(1) 住宅

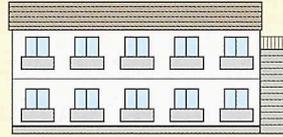


(2) 兼用住宅

○工場を兼ねる住戸数が1のものを除く



(3) 共同住宅・寄宿舍又は下宿

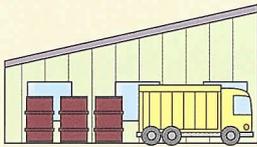


(4) 老人ホーム、福祉ホーム  
その他これらに類するもの

○入所を伴わない通いの施設を除く



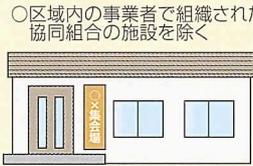
(5) 廃棄物の収集、運搬又は処分  
を業として行う工場又は倉庫



(6) 神社、寺院、教会  
その他これらに類するもの



(7) 公会堂、集会場  
その他これらに類するもの



○区域内の事業者で組織された協同組合の施設を除く

(8) 飲食店



(9) 店舗

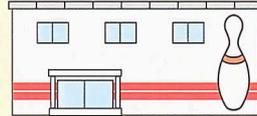
○物品販売業を営む店舗で床面積の合計が150㎡未満のもの及びガソリンスタンドを除く



(10) 公衆浴場



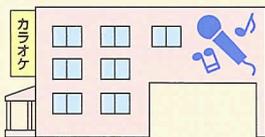
(11) ボーリング場、スケート場、  
水泳場その他これらに類するもの



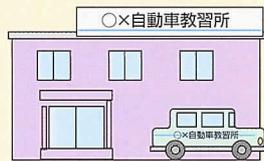
(12) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、  
勝馬投票券発売所、場外車券売場  
その他これらに類するもの



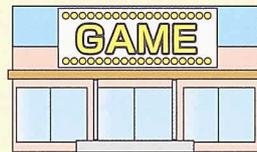
(13) カラオケボックス  
その他これらに類するもの



(14) 自動車教習所



(15) 遊技場

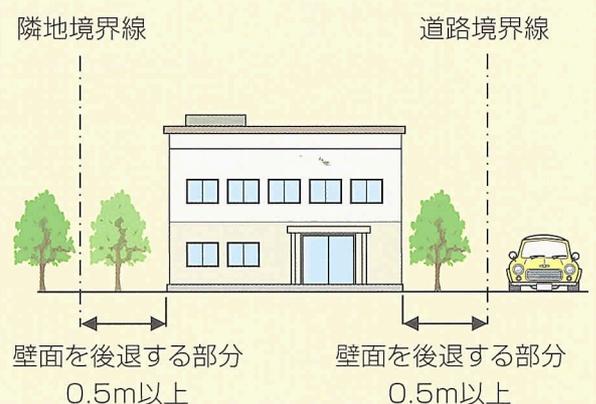
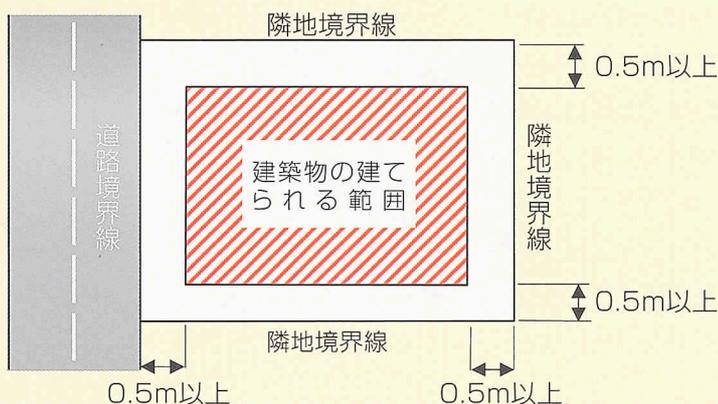


## 壁面の位置の制限

●壁面の位置の制限は、以下のとおりとします。

境界線の種類	境界線からの後退距離	適用除外(後退部分に建築可能なもの)
道路境界線	0.5m以上	なし
隣地境界線		

●建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とします。



# 田名清水原赤坂地区 地区計画概要

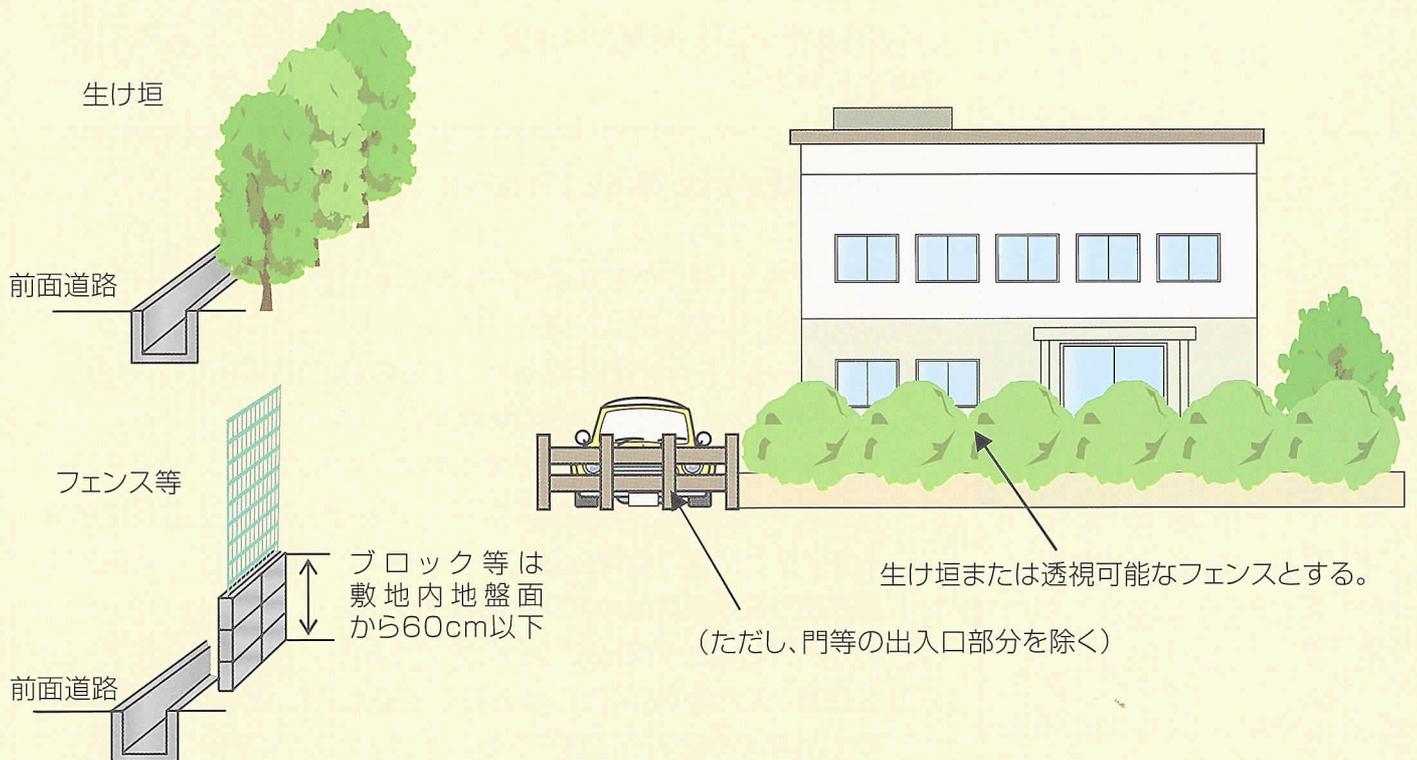
## 形態・意匠

- 建築物の屋根、外壁等は、良好な街並みを創出するため、周囲の景観と調和したものとし、刺激的な色彩は避けます。



## 垣又は柵の構造の制限

- 道路に面して垣又は柵を設ける場合には、次に掲げるものとしております。  
なお、門等の出入口部分を除きます。



## 樹林地・緑地等の保全

- 現存する樹木や緑地の保全に努める。

平成 21 年 3 月 13 日 決定  
平成 30 年 6 月 18 日 変更

田名清水原赤坂地区 地区計画 決定事項

名称		田名清水原赤坂地区地区計画
位置		相模原市中央区田名字明八平、字曾根上及び字曾根下
面積		約 12.0 ha
地区計画の目標		<p>本地区は、国道 129 号、県道 54 号（相模原愛川）及び県道 48 号（鍛冶谷相模原）などの交通の利便性が高い、製造業等が集積する工業地域である。</p> <p>しかし、近年の経済動向の変動等により、周辺地区においては住宅等の建設が進行する状況となっている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、製造業等を主体とする操業環境の維持・保全を目標とする。</p>
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	土地利用の方針	住工混在の回避や、製造業等を主体とした、良好な操業環境の維持・保全を図り、工業の発展を促進する。
	建築物等の整備の方針	<p>良好な操業環境の形成が図られるよう建築物等の用途、壁面の位置について、制限する。</p> <p>また、地区にふさわしい建築物となるように形態や意匠の制限について定めるとともに、緑化を図るため、かき又はさくの構造についても制限する。</p>
	緑化の方針	地区内においては、緑豊かな市街地の形成を図るため、工場敷地内等の緑化に努める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅（工場に併設する住宅部分の住戸数が 1 のものを除く。）</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（入所を伴わない通いの施設を除く。）</p> <p>(5) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 2 条に規定する廃棄物をいう。）の収集、運搬又は処分を業として行う工場又は倉庫（事業者が自らの事業活動に伴って生じた一般廃棄物、産業廃棄物を自ら運搬又は処分をする場合を除く。）</p> <p>(6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(7) 公会堂、集会場（区域内の事業者で組織された協同組合の施設を除く。）その他これらに類するもの</p> <p>(8) 飲食店</p> <p>(9) 店舗（物品販売業を営む店舗で床面積の合計が 150 平方メートル未満のもの及びガソリンスタンドを除く。）</p> <p>(10) 公衆浴場</p> <p>(11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設</p> <p>(12) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(13) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(14) 自動車教習所</p> <p>(15) 遊技場</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から0.5メートル以上後退した位置とする。
		形態・意匠	建築物の屋根、外壁等は、良好な街並みを創出するため、周囲の景観と調和したものとし、刺激的な色彩は避けるものとする。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンスとする。 ただし、地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分又は門等の出入口の部分については、この限りでない。
	その他土地利用の制限に関する事項	樹林地・緑地等の保全	現存する樹木や緑地の保全に努める。